

議案第49号

福岡市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、本市の農林業を取り巻く環境の変化に鑑み、福岡市農業振興審議会の名称を改める必要があるによる。

福岡市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例

福岡市附属機関設置に関する条例（昭和28年福岡市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部福岡市農業振興審議会の項中「福岡市農業振興審議会」を「福岡市農林業振興審議会」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4月 1日から施行する。